

市議会だより

平成20年8月

発行 田辺市議会事務局



平成20年6月定例会

平成20年度一般会計補正予算など18議案を可決

6月定例会は、6月13日に開会し、7月7日まで25日間の会期で開催されました。

田辺市職員の給与に関する条例の一部改正をはじめ、平成20年度一般会計補正予算など市長提出議案17件と議会提出議案1件をすべて原案のとおり可決しました。

このほか専決処分事項について承認し、繰越明許費等6件の報告を受けたほか、人事案件4件に対する同意と農業委員のうち議会選任委員の推薦をしました。

また、6月25日から27日の3日間にわたり、9人の議員が一般質問を行いました。

目次

議決状況... P 1

一般質問と答弁の要旨... P 3

平成19年意見書の提出状況... P 6

平成19年行政視察来訪状況... P 6

請願・陳情とは！... P 7

議会活動日誌... P 8

6月定例会の傍聴者は95人(延べ)でした。

副議長に岡崎宏道氏

天野正一議員(会派・無所属)の副議長辞職に伴い、新たに岡崎宏道議員(同・清新会)を副議長に選出しました。



(経歴)

副議長

岡崎 宏道

平成8年中辺路町議会議員に初当選(通算4期目)
新市発足後、議会運営委員会委員長
長・経済環境委員会委員などを歴任
現在は、文教民生委員会委員

議案の議決内容

条例(可決六件)

田辺市職員の給与に関する条例の一部改正について
自動車等を使用する職員の通勤手当の額を改定するもの。

田辺市職員恩給条例及び田辺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
株式会社日本政策金融公庫

法の制定等に伴い改正を行うもの。

田辺市手数料条例の一部改正について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い改正を行うもの。

田辺市特別用途地区建築条例の制定について

建築基準法に基づき、特別

用途地区内における建築物の建築の制限について定めるため制定するもの。

田辺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い改正を行うもの。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部改正に伴い改正を行うもの。

補正予算（可決二件）

（金額は 補正後の予算額）

平成二十年度田辺市一般会

計補正予算（第一号）

三九七億九一九一萬八千円

平成二十年度田辺市一般会

計補正予算（第二号）

三九八億五七九一萬八千円

その他議案（可決四件）

民事調停の申立てについて

滞納者一人に対し、市営住宅

の滞納家賃等の支払いを求める

民事調停を申し立てるもの。

市道路線の変更について
下湯川尻瀬線の市道路線の区域を変更するもの。

工事請負契約の締結について
田辺第一小学校管理棟・体育館・中部公民館建築工事の請負契約を締結するもの。

工事請負契約の締結について
（仮称）本宮ビジターセンター建築工事の請負契約を締結するもの。



（仮称）本宮ビジターセンター完成予想図

議会提出議案（可決一件）

田辺市議会会議規則の一部改正について

地方自治法の一部改正に伴い所要の改正を行うもの。

承認（一件）

専決処分事項について
地方税法等の一部改正に伴う

田辺市税条例及び田辺市国民健康保険条例の一部改正、平成十九年度一般会計及び介護保険特別会計に関する補正予算並びに平成二十年度老人保健特別会計補正予算ほか五特別会計の出納閉鎖による繰上充用額を計上するもの。

報告（六件）

専決処分事項の報告について
損害賠償（六件）の額を定め、和解することについて専決処分したもの。

繰越明許費について
繰越明許費に係る平成十九年度歳出予算の経費を翌年度に繰り越したことについて報告するもの。

田辺市水道事業会計の建設改良費の繰越しについて
平成十九年度予算において、建設改良に要する経費を翌年度に繰り越したことについて報告するもの。

田辺市水道事業会計の継続費の通次繰越しについて
平成十九年度予算の支出予定額のうち、支払義務が生じなかつたものについて、通次繰越しをしたことを報告するもの。

平成十九年度田辺市土地開発公社の事業報告及び決算報告について
平成十九年度財団法人田辺市社会教育振興会の決算報告について

以上二件は、市の出資団体の平成十九年度の事業及び決算について報告するもの。

人事案件（五件）

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

以上三件は、任期満了による委員の任命及び選任について、議会の同意を求めるもの。
各委員は次のとおりです。

- 教育委員会委員 廣本 喜亮氏
公平委員会委員 谷中 義夫氏

固定資産評価審査委員会委員
栗山 清氏
金谷 英二氏
山西 輝明氏

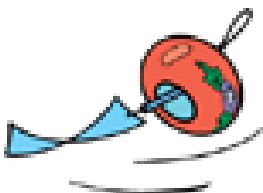
農業委員会委員のうち選任による委員の推薦について
任期満了による委員の選任について、議会の推薦を求めるもの。

推薦者は次のとおりです。
農業委員会委員推薦者

- 宮本 正信氏
上中 悠司氏
赤木宏治郎氏
中峯 順治氏

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
辞任による評価員の選任について、議会の同意を求めるもの。

評価員は次のとおりです。
固定資産評価員 岡本 美彦氏



一般質問と答弁の要旨

漁業者に対する燃料代の補助について

問 原油高騰分を売り上げ価格に反映できない漁業者に対し、燃料代の一部を助成できないか

答 ここ最近の原油高騰は著しく、市内漁業者にとっては、漁獲が多い時期は通常通り出漁しているものの、それ以外の時期は漁を控えている状況ですが、まき網漁においては、魚の量を確認するた



出港を控える漁船

めに先に探査船で調査するなど、燃料節減の努力をされていると伺っています。

燃料代の直接補助は、漁業経営を立て直す方策の一つではあると考えますが、原油高騰により逼迫した漁業経営問題は、全国的な課題と認識しておりますので、地方自治体独自ではなく、国の政策として取り組んでもらうよう、今後も全国市長会等と連携を図りながら国に対して要望していきたくと考えています。

直面する食糧危機の対策について

問 自給率の向上を含め、食糧に対する将来的な見通しについてどう考えているのか

答 市では、農業の担い手不足や鳥獣被害などの影響により、山間部を中心に耕作放棄地が増加傾向にあります。本年度から耕作放棄地の解消に向けて、法人の農業参

入と市民農園の開設を支援するため、「特定法人貸付事業」と「特定農地貸付事業」を導入しました。

不測の事態が生じたときの食糧確保といった観点から、平常時から農地・農業用水、担い手等の確保に努めています。食育や地産地消の取り組みの中で、消費者の皆さんが地元産をこれまで以上に見直していただけるような普及・啓発が必要と考えています。今後、国・県や関係機関と連携し、更なる農業の振興に努めます。

梅衰弱症の原因を複合的に明言しているが

問 市は、梅生育不良の原因を複合的要因であると認めたのか

答 梅生育不良の原因解明については、平成九年に紀南農協と関西電力による梅生育障害対策研究会と和歌山県の梅対策研究会が発足し、各分野の専門機関において、様々な角度から詳細な科学的調査と試験研究が行われました。その報告では、市として

生育不良全体に共通する原因を説明できず、発生から枯死に至る一連のメカニズムの解明ができていないと考えています。



梅の収穫作業

また、田辺うめ対策協議会では、毎年、研究課題を協議し、大気汚染と梅生育不良との因果関係の調査研究についても大学等の研究機関の協力を得て進めています。今後関係各機関と連携を図り、試験研究の取り組みを進めます。

農地の利用について

問 鳥獣害対策も含めた農地開発はできないか

答 野生鳥獣による農作物被害が顕著である山間地の



有害鳥獣害対策「防護柵」

農業を守り振興していくためには、鳥獣害対策を含めた農地開発は重要な課題であると認識しています。

また、優良農地の確保は、山村への移住を考える場合のひとつの判断材料でもあり、地域住民にとっても後継者の育成、人口流出の抑制につながることから、今後も、現在実施している農地開発等の各種事業に加えて、地域の住民ニーズに即した効果的な事業の導入も検討していきたいと考えています。

市民活動の促進と協働について

問 「田辺市市民活動促進指針」の進捗状況はどうか

答 協働の基本的な方針を示した「田辺市市民活動促進指針」の趣旨は、新市の第一次田辺市総合計画においてもまちづくりの基本理念の大きな柱となっています。

具体的な施策としては、市民活動に対する財政的支援措置である「みんなでまちづくり補助金」制度や、様々な市民活動を支援するための拠点である「田辺市市民活動センター」を設置するなど、市民活動に対する総合的な支援体制の整備に努めています。今後も、市民活動団体の皆様方とともに、よりよい市民活動の推進に向けて努めていきたいと考えています。



市民活動まつりの風景

過疎対策について

問 空き家情報等を一元管理できるシステムを構築できないか

答 市では、当市への移住希望者からの相談を森林局が窓口となり対応しています。移住希望者の円滑な受け入れを支援するため、昨年度から「田辺市定住支援協議会」を設置し、イターンされた方などが「相談員」となり、様々な相談に対応しています。



定住促進住宅

また、市の定住促進住宅の空き情報や借家情報の提供などは、県のホームページ等でも情報発信されているが、今後、田舎暮らしを希望する都会の方に対する情報提供として、地元の空き家情報を収集し、地域の情報を提供する「空き家等の登録制度」を検討しています。

人口減に対する対策について

問 少子化が進む中、学校の将来像についての基本方針が必要ではないか

答 現在、市内小学校の半数近くに複式学級があり、近年の出生数を見ても児童生徒数がますます減少することが見込まれます。今後、学校としての機能を十分に果たすことが困難なところが出てくることも予想されます。市としては、適正な学校規模や校区編制等を総合的に検討する委員会を早急に設置し、今後のあり方についての基本方針を策定していきたいと考えています。



学校での学習風景

学校施設の耐震化について

問 学校施設の耐震化の取り組みを早く進めていく必要があるのではないか

答 学校施設の耐震化に係る取り組みについては、現在実施している二次診断を、さらにペーシングアップするよう検討しています。

学校施設等の整備は、耐震化以外にも老朽校舎等の改築や学校統合による改修など、対応していかなければならない課題が山積しています。学校施設の耐震化については、老朽校舎の改築など他の事業との調整を図りながら、できるだけ早い時期に、順次、耐震化に向け取り組んでいきたいと考えています。

幼保一元化について

問 空き教室がある公立幼稚園を、保育所機能を持たせた認定こども園にできないか

答 公立幼稚園を認定こども園とした場合に、現在、



保育園児

幼稚園で行っている預かり保育の制度が廃止され、保育所への入所と同様になるため、保育料等保護者の経費負担が増加する場合も考えられます。

また、現在のところ保育所の待機児童は発生しておらず、入所対象児童数も年々減少傾向にあることから、現時点では幼稚園に保育所機能を持たせ、子供を受け入れなければならない状況には至っていないと認識しています。

よりよい給食実施のために

問 保護者や子供の意見を十分に反映できる仕組みが必要ではないか

答 学校給食は教育の一環として実施するものであり、よりよい学校給食を実施



学校給食を食べる子供たち

するためには教育委員会と学校や保護者等との連携を強化することが重要であると考えています。

城山台学校給食センターでも、そのための取り組みが課題となつていの中で、一部では保護者試食会の開催や、保護者及び児童へのアンケート調査を実施した学校等もあります。今後も城山台学校給食センターの対象校・園と十分な検討を行い、学校給食法に定められた「食事に対する正しい理解や望ましい習慣を養うこと」などの目標を達成できるように取り組みたいと考えています。

後期高齢者医療制度について

問 制度導入に伴う事
前の周知に十分な
配慮が必要だったの
ではないか

答 本市の被保険者は約一万
一千人おり、皆さんにお
知らせするには広報やチラシ
という一律的な方法に頼らざ
るを得ないところがありま
す。事前周知がこれで十分と
いうことではありませんが、
その後の個別問い合わせへの
対応をはじめ、新聞やテレビ
での報道により現在は落ち着
いた状況と認識しており、今
後も今回の経験を踏まえて、
いっそう丁寧な対応に努めて
いきたいと考えています。

妊婦健診について

問 妊娠期の支援とし
て妊婦健診の公費
助成を五回に拡充して
はどうか

答 現在、市では妊娠の前期
と後期にそれぞれ一回ずつ
つと、出産予定日において三
十五歳以上の妊婦を対象に超

音波検査一回について公費負
担しています。

平成十九年度から第三子以
降の妊婦健康診査に係る費用
を助成する「田辺市第三子以
降に係る妊婦健康診査費助成
事業」を実施しており、母体
や胎児の健康確保に努めてい
ます。妊婦健康診査費用の公
費負担の必要性は十分理解し
ており、全国平均に近い五回
の公費負担について前向きに
検討します。

今後も子どもを安心して産
み育てることができ「環境整
備を進め、少子化対策に取り
組みたいと考えています。

市有財産の管理について

問 旧中辺路国民宿舎の
現状と今後の活用策
を検討してはどうか

答 昭和四十七年度に建設さ
れた中辺路国民宿舎は、
老朽化のため建物の損傷も激
しく、天井の一部が抜け落ち
雨漏れするなど、応急処置に
よりしのいでいる状況です。
費用をかけず施設の有効活
用ができれば、市にとつても
地域にとつても有意義なこと

議会解説

一般質問とは？



一般質問は、市の行う行政全般にわたり、執行機関（市長や教育長など）に対し見解を問うもので、年4回開催される市議会定例会（3月・6月・9月・12月）ごとに行われています。

議員は、市の抱える問題点や市民生活に密接な関係のある項目などから質問項目を決め、十分に下調べをして質問します。

また、執行機関も議員の質問に対し、的確な答弁ができるよう準備を行い本会議に臨みます。

田辺市議会では、申し合わせにより、一定のルールを定めています。

一般質問を行う議員は、決められた期限までに、具体的な質問点と発言時間を記載した発言通告書を議長に提出します。発言時間は、原則として答弁を含め90分以内で行われ、発言回数に制限を設けています。

なお、質問の順位は、「くじ」で決めています。

です。しかし、現実的には施設の状況、合併以前からの検討課題を踏まえると、多額の費用が必要となることから、大変難しいものであると考えています。

また、更地にした上での今後の活用策も含め、施設のあり方については、今後とも十分検討していきたいと考えています。



旧中辺路国民宿舎

平成19年(1月～12月) 意見書の提出状況

市議会では、市の行政運営にかかわりの深い事柄に対し、関係行政機関に意見書を提出しました。

議 決 日	件 名
3月27日	日豪EPA交渉に関する意見書
7月 4日	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の改正による猟法の禁止及び制限の解除を求める意見書
	地域の実情に即した道路整備の促進と財源確保を求める意見書
12月21日	地域の実情に即した道路整備の促進と財源確保を求める意見書
	後期高齢者医療制度の充実を求める意見書
	地方自治体間の財政力格差を是正するための地方財源の充実・強化を求める意見書

平成19年(1月～12月) 行政視察来訪状況

田辺市に、16自治体126名の方が調査・研究のため視察に訪れました。

月	日	訪 問 自 治 体	区 分	人 数	視 察 項 目
1	17	福島県いわき市	委員会	14名	・議会運営
	25	大阪府島本町	委員会	6名	・福祉施策
	31	岐阜県多治見市	会 派	4名	・合併後の議会運営上の課題等
2	5	兵庫県丹波市	会 派	2名	・障害者自立支援法に伴う自己負担の軽減施策
5	24	秋田県能代市	委員会	11名	・精神障害者の社会復帰施設
					・子育て支援施策
6	20	茨城県取手市	会 派	3名	・熊野古道なかへち美術館建設
	20	和歌山県印南町	委員会	6名	・公設民営によるケーブルテレビ施設整備
	31	広島県廿日市市	会 派	11名	・世界遺産「熊野古道」を活かした観光行政
8	6	鹿児島県南さつま市	委員会	11名	・議会運営
9	3	京都府宇治市	委員会	11名	・入札制度改正
					・合併後の総合計画
10	1	和歌山県新宮市	委員会	7名	・熊野川河床整備
	2	群馬県藤岡市	会 派	4名	・田辺市立美術館建設
	25	埼玉県熊谷市	会 派	3名	・山村地域での新しい生活スタイルの提案
	29	東京都渋谷区	委員会	11名	・田辺ほんまもん事業
	30	東京都練馬区	委員会	14名	・総合型地域スポーツクラブ
11	20	北海道岩見沢市	会 派	8名	・中心市街地活性化計画
					・農業政策



議会ガイド — 請願・陳情とは！ —



どなたでも市政についての要望や意見を「請願」あるいは「陳情」として市議会に提出することができます。

議員の紹介があるものを「請願」といい、ないものを「陳情」といいます。

請願・陳情は、文書で行いますので、次の請願書・陳情書の作成・提出方法を参考にしてください。

請願書・陳情書の作成・提出方法

請願書は、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者の押印をし、市議会議長あてに提出してください。

提出の際に1人以上の議員の紹介（自筆署名又は記名押印）が必要です。

陳情書も基本的に請願書と同じ要領ですが、こちらは紹介議員が必要ありません。

請願（陳情）の書式例

	平成	年	月	日
田辺市議会議長	様			
	住所	田辺市	-	-
	請願（陳情）代表者	（氏名）		印
		（2名以上の場合は、その代表者も明示してください）		
	紹介議員	（氏名）		印
		（陳情書の場合には不要です）		
	件名	について		
請願（陳情）の要旨	【請願（陳情）事項】			



請願書・陳情書の取り扱い

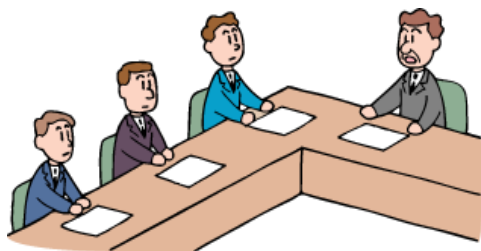
請願書は、所管の常任委員会又は議会運営委員会などに付託して審査を行い、その審査結果を委員会から議長に報告され、それをもとに本会議で「採択」（趣旨に賛成）か「不採択」（趣旨に反対）かを決めます。

さらに審査が必要なものは、「継続審査」の手続きをとり、次の委員会で継続して審査します。

採択された請願は、必要があればその結果を市長や国（国会や関係省庁）、県知事等に送付をします。

また、本会議での議決結果は、速やかに提出者に文書でお知らせします。

陳情書で議長が必要であると認めるものについては、基本的に請願書と同じ取り扱いをします。



議 会 活 動 日 誌

ぎかいかつどうにっし

本会議

- 6月13日 1日目 議案の提案説明・副議長選挙
25日 2日目 一般質問（3人）
26日 3日目 一般質問（4人）・追加議案の提案説明
27日 4日目 一般質問（2人）・議案に対する質疑及び付託
7月7日 5日目 追加議案の提案説明・議案に対する質疑及び付託・委員長報告・議案審議



委員会等

- 5月19日 文教民生委員会
（継続審査案件に係る管内視察について）
20日 文教民生委員会
（継続審査案件に係る管内視察について）



- 6月9日 議会運営委員会（6月定例会運営について）
25日 議会運営委員会（6月定例会運営について）
26日 議会運営委員会（6月定例会運営について）
6月27日 高速道路及び国道バイパス促進特別委員会
（閉会中の継続審査について）
30日 産業環境委員会（付託議案審査について）
" 建設消防委員会（付託議案審査について）
7月1日 文教民生委員会（付託議案審査について）
" 総務企画委員会（付託議案審査について）
7日 総務企画委員会（委員長報告について）
" 産業環境委員会
（委員長報告・付託議案審査について）
" 建設消防委員会（委員長報告について）
" 文教民生委員会（委員長報告について）
" 議会運営委員会（6月定例会運営について）

議会を傍聴してみませんか？

市議会は年4回（3月・6月・9月・12月）定例会を開催しています。
議会では市民の皆さんの生活に密着した重要な問題が審議されています。
市政を知る良い機会として、お気軽に足を運んでみませんか。

次の議会は9月定例会です

11月号
（9月定例会の報告）

次回の「市議会だより」は、

です。

議会日程の詳細や市議会だよりの内容等について、ご意見・ご質問等がありましたら、次までご連絡ください。

また、ホームページでは、議会の情報や会議録もご覧いただけます。

連絡先

田辺市議会事務局

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地

TEL 0739-26-9940（直）

FAX 0739-25-5579

<http://www.city.tanabe.lg.jp/gikai/>